

● 登録請求書・変更届・廃止(休止)等に関する取扱について

【登録請求書】 新たな受信機の設置又は受信機を増設する場合

- 提出時期：受信機設置日前まで（原則1週間前までに）
- 所定様式：全国瞬時警報システム業務規程 別記様式第一号（登録請求書）
- 提出先：renraku-jalt@soumu.go.jp ※ 都道府県経由で提出
- 留意事項：Excelデータのまま、電子メールにより提出すること。

様式の掲載場所：消防庁ホームページ

消防庁の役割>国民保護>全国瞬時警報システム(Jアラート)>Jアラートの概要>別記様式第一号(登録請求書)



新たな受信機を設置する場合は、登録請求書の提出が必要です。
その際、必ず従前使用していた受信機に関する連絡(廃止報告・休止報告)をして下さい。

【変更届】 登録請求書の内容に変更が生じた場合

- 提出時期：変更が生じた場合に速やかに
- 所定様式：全国瞬時警報システム業務規程 別記様式第二号（変更届）
- 提出先：renraku-jalt@soumu.go.jp ※ 都道府県経由で提出
- 留意事項：Excelデータのまま、電子メールにより提出すること。
変更箇所以外の事項もすべて記載すること。
※ 代替機（修理期間中の一時的な交換）の場合、変更届は不要です。
代替機を設置する旨（MACアドレス等）を、消防庁へご連絡下さい。

様式の掲載場所：消防庁ホームページ

消防庁の役割>国民保護>全国瞬時警報システム(Jアラート)>Jアラートの概要>別記様式第二号(変更届)

【廃止報告・休止報告】 受信機を廃止又は休止する場合

- 連絡時期：随時
- 所定様式：なし（電子メール本文に下記連絡事項を記載のうえ、報告すること）
- 連絡先：renraku-jalt@soumu.go.jp ※ 都道府県経由で連絡
- 連絡事項：
 - ① 団体名
 - ② 受信機管理番号
 - ③ MACアドレス
 - ④ 廃止（休止）年月日
 - ⑤ 廃止（休止）理由
 - ※ 廃止 受信機の登録情報を消防庁の管理システム上から完全に削除する※再設置不可能
⇒ 今後使用する見込みがない場合に行う手続き
 - ※ 休止 受信機の登録は継続するが、消防庁の監視対象外とする※再設置可能
⇒ 当面予備機として保管しておく場合に行う手続き

【エラー報告】 受信不可又は情報伝達ができない場合

- 連絡時期：随時（突発的な事象を除き、原則1週間前までに）
- 所定様式：なし（電子メール本文に下記連絡事項を記載のうえ、報告すること）
- 連絡先：renraku-jalt@soumu.go.jp ※ 都道府県経由で連絡
- 連絡事項：
 - ① 団体名
 - ② 受信機管理番号
 - ③ MACアドレス
 - ④ 期間
 - ⑤ 理由
 - ⑥ 緊急時の担当者連絡先（24H対応可能な連絡先であること）
 - ⑦ 手動配信体制について（具体的な対応内容を記載）
 - ※ 復旧までの間、必ず手動配信体制の確保をすること

⑤には、理由に加え地上・衛星回線の接続状況も記載
(例) 庁舎年次点検による回線断
地上回線、衛星回線受信不可 など